

令和2年11月9日

支部長 各位

神奈川県美容業生活衛生同業組合

理事長 澤 飯 廣 英

(公印省略)

産学連携就職情報交換事業推進に係る

美容学校卒業生の就職に伴う労働環境整備の促進について

深秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は組合事業にご協力いただきありがとうございます。

さて(公社)日本理容美容教育センターと全日本美容業生活衛生同業組合連合会が、就職情報交換事業として、理・美容師養成学校から組合店舗への就業斡旋を目的とする産学連携事業を促進いたします。

つきましては、求人のある組合員店舗は、以下の労働環境整備事業基準を充たし申請をお願い致します。

※ 労働環境整備事業基準

- ① 神奈川県美容組合の組合員であること。
- ② 健康保険・年金保険・雇用保険に全て加入していること(社会保険加入)
- ③ 経営状況が健全であること(組合の確認が必要)
- ④ 従業員が複数名いること(家族経営は除く)
- ⑤ 労働時間は労働基準法の範囲内であること。
- ⑥ 休日・休暇は労働基準法に準拠し、規程が設けられていること。

注意 ①～⑥の全ての事業所基準の満たしていない場合は対象となりません。

この事業の詳細につきましては、実施要項をご確認の上、支部員各位へご周知をお願い致します。

— 令和3年度 産学連携就職情報交換事業実施要項 —

〈美容養成校卒業生の求人募集〉

(労働環境整備事業基準①～⑥の全てを満たしていない場合は、対象となりません)

◇ 求人の過程

- ① 組合員サロンからKBKへ求人票提出（求人票は、後日お送り致します）
KBK事務局迄令和2年12月18日までに提出、締め切り後、求人票をKBKより全美連と地区協議会会長へ提出します。
- ② 養成施設（県内美容学校）は、就職希望者に求人情報を学校内で公表（掲示）します。
- ② 就職希望者は、求人情報を確認し、養成施設を通して美容所に面接を要請します。
- ③ 組合員サロンは、就職希望者と面接の結果を養成施設（県内美容学校）とKBKへ必ず報告します。（報告締め切り：令和3年11月末日まで必須）
- ⑤ 養成施設は、面接結果を本人へ通知します。

※求人票を申請頂いても必ず求職者の応募があるとは、限りませんのでご了承ください。

-申込方法-

別紙にご記入の上、KBK事務局迄、FAXにてお申込みください。

後日、求人票をお送り致します。

〒231-0058 神奈川県横浜市中区弥生町2-15-1

ストークタワー大通り公園Ⅲ202号室

神奈川県美容業生活衛生同業組合

TEL:045-261-0131 FAX:045-250-0144

KBK事務局迄、令和2年12月10日までに提出をお願い致します。